

障がい福祉サービス事業 指導調書

共同生活援助

事業所名

実地指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
平 18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
平 26 厚令 5	障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令
平 18 厚告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
平 18 厚告 539	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価
平 18 厚告 543	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準
平 18 厚告 551	厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準
平 18 厚告 556	厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。(なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります)

○ 二重線で囲んでいる「32 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」(38ページ)については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成26年7月23日障発0123第2号)の主眼事項及び着眼点等に記載されておきませんが、給付費の適正化を図るため指導調書には記載しています。そのため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください(なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります)。

○ 事業所チェック欄(適・否・非該当)の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は実地指導実施日の1週間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4 で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め(2か所止め)してください。

第1 基本方針（法第43条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
第1 基本方針	<p>【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。</p>	平18厚令171 第3条第1項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	<p>【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。</p>	平18厚令171 第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	<p>【共通】 (3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	平18厚令171 第3条第3項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	<p>【介護サービス包括型】 (4) 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。</p>	平18厚令171 第207条	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	<p>【日中サービス支援型】 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。</p>	平18厚令171 第213条の3	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	<p>【外部サービス利用型】 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。</p>	平18厚令171 第213条の13	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第43条第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 指定共同生活援助事業所の従業員の員数	【共通】 指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。				
(1) 世話人	【介護サービス包括型、外部サービス利用型】 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 ※事業所ごとに設定した夜間及び深夜の時間帯以外のサービス提供に必要な員数が確保されているか	平18厚令171 第208条第1項 第1号 第213条の14 第1項第1号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	【日中サービス支援型】 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上となっているか。	平18厚令171 第213条の4 第1項第1号	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
(2) 生活支援員	【介護サービス包括型】 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。 ① 障がい支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障がい支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障がい支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障がい支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 ※事業所ごとに設定した夜間及び深夜の時間帯以外のサービス提供に必要な員数が確保されているか	平18厚令171 第208条第1項 第2号 平26厚令5 第1条	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	【日中サービス支援型】 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。 ① 障がい支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障がい支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障がい支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障がい支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数	平18厚令171 第213条の4 第1項第2号 平26厚令5 第1条	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
(3) サービス管理責任者	<p>【共通】</p> <p>指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が30以下 1以上</p> <p>② 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	平18厚令171 第208条第1項 第3号 第213条の4 第1項第3号 第213条の14 第1項第2号	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数) が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
(4) 夜間支援従業者	<p>【日中サービス支援型】</p> <p>(1)から(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員)を置いているか。</p>	平18厚令171 第213条の4 第2項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数) が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
(5) 利用者数の算定	<p>【共通】</p> <p>(1)から(3)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	平18厚令171 第208条第2項 第213条の4 第3項 第213条の14 第2項	利用者数(平均利用人数) が分かる書類(実績表等)	適・否・非該当	
(6) 職務の専従	<p>【共通】</p> <p>(1)から(4)に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	平18厚令171 第208条第3項 第213条の4 第4項 第213条の14 第3項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)	適・否・非該当	
(7) 常勤	<p>【日中サービス支援型】</p> <p>(1)から(4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p>	平18厚令171 第213条の4 第5項	従業者の勤務実態の分かる書類 (出勤簿等)	適・否・非該当	
(8) 管理者	<p>【共通】</p> <p>① 指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p>	平18厚令171 第209条第1項	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>② 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供す</p>	平18厚令171 第209条第2項	管理者に必要な知識や経験があることが分かる書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	るために必要な知識及び経験を有する者となっているか。		類(資格証、研修修了証等)		

第3 設備に関する基準（法第43条第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
第3 設備	<p>【共通】</p> <p>① 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。</p>	平18厚令171 第210条第1項 第213条の6第1項 第213条の16	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】</p> <p>② 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この②、⑤⑦⑩において同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</p>	平18厚令171 第210条第2項 第213条の16	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	<p>【日中サービス支援型】</p> <p>③ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住宅を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</p>	平18厚令171 第213条の6第2項	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>④ 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。</p>	平18厚令171 第210条第3項 第213条の6第3項 第213条の16	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】</p> <p>⑤ 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。 ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。</p>	平18厚令171 第210条第4項 第213条の16	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	<p>【日中サービス支援型】</p> <p>⑥ 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。 ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合で、1つの建物に複数の共同生活住居を設けた場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下となっているか。</p>	平18厚令171 第213条の6第4項	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】</p> <p>⑦ 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であっ</p>	平18厚令171 第210条第5項	平面図 【目視】	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	て、市長が特に必要があると認めるときは、⑤の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。	第213条の16			
	【日中サービス支援型】 ⑧ 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。	平18厚令171 第213条の6第5項	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	【日中サービス支援型】 ⑨ 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、⑥及び⑧の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。	平18厚令171 第213条の6第6項	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	【共通】 ⑩ 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	平18厚令171 第210条第6項 第213条の6第7項 第213条の16	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	【共通】 ⑪ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。	平18厚令171 第210条第7項 第213条の6第8項 第213条の16	平面図 【目視】	適・否・非該当	
	【共通】 ⑫ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。 ア 1の居室の定員は、1人とすること。（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。） イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	平18厚令171 第210条第8項 第213条の6第9項 第213条の16	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	【共通】 ⑬ サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。 ア 入居定員を1人とすること。 イ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 ウ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	平18厚令171 第210条第9項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	【介護サービス包括型、外部サービス利用型】 （経過措置） （1）平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（以下「施行日」）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建	平18厚令171 附則第12条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は、第3の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。				
	※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）				
	【介護サービス包括型、外部サービス利用型】 （2）指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第3の⑪及び⑫の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。	平18厚令171 附則第18条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【介護サービス包括型、外部サービス利用型】 （3）施行日において現に存する身体障がい者福祉ホーム、精神障がい者生活訓練施設、指定知的障がい者通勤寮若しくは知的障がい者福祉ホーム又は旧精神障がい者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業について、第3の規定を適用する場合においては、当分の間、第3の⑪中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、第3の⑫のイの規定は、旧精神障がい者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。	平18厚令171 附則第19条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第4 運営に関する基準（法第43条第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 内容及び手続の説明及び同意	【介護サービス包括型、日中サービス支援型】 （1）指定共同生活援助事業者は、支給決定障がい者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平18厚令171 第213条 第9条第1項	重要事項説明書 利用契約書（利用者又は家族の署名捺印）	適・否・非該当	
	【外部サービス利用型】 （2）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障がい者等	平18厚令171 第213条の17	重要事項説明書 利用契約書（利用者又は家	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	第1項	族の署名捺印)		
	【介護サービス支援包括型、日中サービス支援型】 (3) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平18厚令171 第213条準用 (第9条第2項)	重要事項説明書 利用契約書(利用者又は家族の署名捺印) その他利用者に交付した書面	適・否・非該当	
2 提供拒否の禁止	【共通】 指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。	平18厚令171 第213条準用 (第11条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
3 連絡調整に対する協力	【共通】 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平18厚令171 第213条準用 (第12条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 受給資格の確認	【共通】 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	平18厚令171 第213条準用 (第14条)	受給者証の写し	適・否・非該当	
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平18厚令171 第213条準用 (第15条第1項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平18厚令171 第213条準用 (第15条第2項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 心身の状況等の把握	【共通】 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平18厚令171 第213条準用 (第16条)	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
7 指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 17 条第 1 項)	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 17 条第 2 項)	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
8 サービスの提供の記録	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 53 条の 2 第 1 項)	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 53 条の 2 第 2 項)	サービス提供の記録	適・否・非該当	
9 入退居	【共通】 (1) 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 1 項	個別支援計画 サービス提供の記録 アセスメント記録	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 2 項	個別支援計画 アセスメント記録 サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	
	【共通】 (3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 3 項	ケース記録 サービス提供の記録	適・否・非該当	
	【共通】 (4) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 2 第 4 項	他サービスとの連携状況が分かる書類(ケース記録、サービス提供の記録等)	適・否・非該当	
10 入退居の記録の記載等	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 3 第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 3 第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
11 指定共同生活援助事業者が支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者が、指定共同生活援助を提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 【共通】 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 20 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
12 利用者負担額等の受領	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定共同生活援助に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 【共通】 (3) 指定共同生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障がい者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食材料費 ② 家賃(障害者総合支援法第 34 条第 1 項の規定により特定障がい者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第 2 項において準用する同法第 29 条第 4 項の規定により特定障がい者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者を支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第 34 条第 2 項において準用する同法第 29 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障がい者特別給付費の額を控除した額を限度とする。) ③ 光熱水費 ④ 日用品費	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 1 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
		平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 2 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
		平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 3 項	請求書 領収書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	⑤ ①から④のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの				
	【共通】 (4) 指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 4 項	領収書	適・否・非該当	
	【共通】 (5) 指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 210 条の 4 第 5 項	重要事項説明書	適・否・非該当	
13 利用者負担額に係る管理	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障がい者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 （第 170 条の 2 第 1 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障がい者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障がい者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 （第 170 条の 2 第 2 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
14 訓練等給付費の額に係る通知等	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 （第 23 条第 1 項）	通知の写し	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>【共通】</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 23 条第 2 項)	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
15 指定共同生活援助の取扱方針	<p>【共通】</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る個別支援計画(共同生活援助計画)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 210 条の 5 第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
16 共同生活援助計画の作成等	<p>【共通】</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 58 条第 1 項)	個別支援計画 サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 58 条第 2 項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用	アセスメントを実施したことが分かる記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	(第58条第3項)	面接記録		
	【共通】 (4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平18厚令171 第213条準用 (第58条第4項)	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況 が分かる書類	適・否・非該当	
	【共通】 (5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第5項)	サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	
	【共通】 (6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第6項)	個別支援計画(利用者又は 家族の署名捺印)	適・否・非該当	
	【共通】 (7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第7項)	利用者に交付した記録 個別支援計画(利用者又は 家族の署名捺印)	適・否・非該当	
	【共通】 (8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的なアセスメントを含む。))を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第8項)	個別支援計画 アセスメント及びモニタ リングに関する記録	適・否・非該当	
	【共通】 (9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者へ面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第9項)	モニタリング記録 面接記録	適・否・非該当	
	【共通】 (10) 共同生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	平18厚令171 第213条 準用(第58条 第10項)	(2)から(7)に掲げる確認 資料	適・否・非該当	
17 サービス管理責任	【共通】 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務	平18厚令171 第210条の6	個別支援計画 アセスメント及びモニタ	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
者の責務	<p>を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>④ 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>		<p>リングに関する記録</p> <p>個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 サービス提供の記録 指定生活介護事業所等との連絡調整した記録 他の従業者に指導及び助言した記録</p>		
18 実施主体	<p>【日中サービス支援型】</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所（同基準第115条第1項に規定する併設事業所又は同基準同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとなっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 7</p> <p>平 18 厚令 171 第 115 条第 1 項、第 3 項</p>	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
19 相談及び援助	<p>【共通】</p> <p>指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 60 条）</p>	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
20 介護及び家事等	<p>【共通】</p> <p>(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 211 条第 1 項 第 213 条の 8 第 1 項</p>	<p>個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等</p>	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 211 条第 2 項 第 213 条の 8 第 2 項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p>	適・否・非該当	
	<p>【日中サービス支援型】</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 213 条の 8 第 3 項</p>	<p>勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表</p>	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせ</p>	<p>平 18 厚令 171 第 211 条第 3 項 第 213 条の 8</p>	<p>従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画</p>	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	ていないか。	第4項	サービス提供の記録 業務日誌等		
21 社会生活上の便宜の供与等	【介護サービス包括型、外部サービス利用型】 (1) 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。	平18厚令171 第211条の2 第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【日中サービス支援型】 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。	平18厚令171 第213条の9 第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【日中サービス支援型】 (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障がい福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めているか。	平18厚令171 第213条の9 第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【共通】 (4) 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	平18厚令171 第211条の2 第2項 第213条の9 第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【共通】 (5) 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平18厚令171 第211条の2 第3項 第213条の9 第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
22 協議の場の設置等	【日中サービス支援型】 (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（協議会等）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	平18厚令171 第213条の10 第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【日中サービス支援型】 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しているか。	平18厚令171 第213条の10 第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
23 緊急時等の対応	【共通】 従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等	平18厚令171 第213条 準用（第28条）	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	の必要な措置を講じているか。				
24 支給決定障がい者に関する市町村への通知	<p>【共通】</p> <p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障がい者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 88 条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
25 管理者の責務	<p>【共通】</p> <p>（1）指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 66 条 第 1 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>（2）指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 16 章（第 5 節及び第 6 節を除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 66 条 第 2 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
26 受託居宅介護サービスの提供	<p>【外部サービス利用型】</p> <p>（1）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 18 第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	<p>【外部サービス利用型】</p> <p>（2）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条の 18 第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
27 運営規程	<p>【介護サービス包括型、日中サービス支援型】</p> <p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入居定員</p> <p>④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ 入居に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p>	平 18 厚令 171 第 211 条の 3	運営規程	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項				
	【外部サービス利用型】 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地 ⑥ 入居に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項	平 18 厚令 171 第 213 条の 19	運営規程	適・否・非該当	
28 受託居宅介護サービス事業者への委託	【外部サービス利用型】 (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【外部サービス利用型】 (2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者となっているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【外部サービス利用型】 (3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【外部サービス利用型】 (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、(1) に規定する方法によりこれ	平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	らの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。				
	【外部サービス利用型】 (5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 5 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【外部サービス利用型】 (6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 20 第 6 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
29 勤務体制の確保等	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。	平 18 厚令 171 第 212 条第 1 項 第 213 条の 21 第 1 項	従業員の勤務表	適・否・非該当	
	【共通】 (2) (1)の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。	平 18 厚令 171 第 212 条第 2 項 第 213 条の 21 第 2 項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	【介護サービス包括型、日中サービス利用型】 (3) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によって指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。)	平 18 厚令 171 第 212 条第 3 項	勤務形態一覧表又は雇用 形態が分かる書類	適・否・非該当	
	【外部サービス利用型】 (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条の 21 第 3 項	委託契約書 業務報告書	適・否・非該当	
	【介護サービス包括型、日中サービス利用型】 (5) 指定共同生活援助事業者は、(3)ただし書により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 212 条第 4 項	委託契約書 業務報告書	適・否・非該当	
	【共通】 (6) 指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平 18 厚令 171 第 212 条第 5 項 第 213 条の 21 第 4 項	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>【共通】</p> <p>(7) 指定共同生活援助事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 171 第 212 条第 6 項 第 213 条の 21 第 5 項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	
30 支援体制の確保	<p>【共通】</p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障がい福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 212 条の 2	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
31 業務継続計画の策定等	<p>【共通】</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務)</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 33 条の 2 第 1 項)	業務継続計画	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※研修…年 1 回以上 ※訓練…年 1 回以上 (令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務)</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 33 条の 2 第 2 項)	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 (令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務)</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 33 条の 2 第 3 項)	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	適・否・非該当	
32 定員の遵守	<p>【共通】</p> <p>指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	平 18 厚令 171 第 212 条の 3	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
33 非常災害対策	<p>【共通】</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 70 条第 1 項)	非常災害対策計画 消防計画 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用	避難訓練の記録 消防署への届出	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	救出その他必要な訓練を行っているか。	(第70条第2項)			
	【共通】 (3) 指定共同生活援助事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平18厚令171 第213条準用 (第70条第3項)	地域住民が訓練に参加していることが分かる書類	適・否・非該当	
	【浸水想定区域および土砂災害警戒区域に所在する事業所のみ】 (4) 避難確保計画を策定し、それらを定期的に従業員に周知しているか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	水防法 土砂災害防止法	避難確保計画	適・否・非該当	
34 衛生管理等	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平18厚令171 第213条準用 (第90条第1項)	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ※委員会…3月に1回以上 ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③従業員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施 ※研修…年2回以上 ※訓練…年2回以上 (※令和6年3月31日までは努力義務)	平18厚令171 第213条準用 (第90条第2項)	委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
35 協力医療機関等	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平18厚令171 第212条の4 第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	平18厚令171 第212条の4 第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
36 掲示	【共通】 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、これらの事項を記載した書面を指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平18厚令171 第213条準用 (第92条第1項、 第2項)	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
37 身体拘束等の禁止	<p>【共通】</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 35 条の 2 第 1 項）	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ※本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 35 条の 2 第 2 項）	身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ※委員会…年 1 回以上 ②身体拘束等の適正化のための指針の整備 ③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ※研修…年 1 回以上 ※令和 5 年 4 月 1 日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となる。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 35 条の 2 第 3 項）	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
38 秘密保持等	<p>【共通】</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 36 条第 1 項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 36 条第 2 項）	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書就業規則等）	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 36 条第 3 項）	個人情報同意書	適・否・非該当	
39 情報の提供等	<p>【共通】</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事</p>	平 18 厚令 171 第 213 条準用（第 37 条第 1 項）	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 37 条第 2 項)	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	
40 利益供与等の禁止	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 38 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 38 条第 2 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
41 苦情解決	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 39 条第 1 項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 39 条第 2 項)	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	【共通】 (3) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 39 条第 3 項)	市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	【共通】 (4) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 (第 39 条第 4 項)	都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	<p>【共通】</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平18厚令171 第213条準用 (第39条第5項)	都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(6) 指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	平18厚令171 第213条準用 (第39条第6項)	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(7) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	平18厚令171 第213条準用 (第39条第7項)	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	適・否・非該当	
42 事故発生時の対応	<p>【共通】</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	平18厚令171 第213条準用 (第40条第1項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	平18厚令171 第213条準用 (第40条第2項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	<p>【共通】</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	平18厚令171 第213条準用 (第40条第3項)	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)	適・否・非該当	
43 虐待の防止	<p>【共通】</p> <p>指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ※委員会…年1回以上</p> <p>②従業員に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施 ※研修…年1回以上</p> <p>③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置</p>	平18厚令171 第213条準用 (第40条の2)	委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
44 会計の区分	【共通】 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 41 条）	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
45 地域との連携等	【共通】 指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 18 厚令 171 第 213 条 準用（第 74 条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
46 記録の整備	【共通】 （1）指定共同生活援助事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平 18 厚令 171 第 213 条準用 （第 75 条第 1 項）	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	【共通】 （2）指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から 5 年間保存しているか。 ① 共同生活援助計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障がい者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 18 厚令 171 第 213 条準用 （第 75 条第 2 項）	左記①から⑥までの書類	適・否・非該当	
47 電磁的記録等	【共通】 （1）指定障がい福祉サービス事業者及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は 4 の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	【共通】 （2）指定障がい福祉サービス事業者及びその従業員は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第5 変更の届出等（法第46条）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	【共通】 (1) 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第46条第1項施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	【共通】 (2) 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第46条第2項施行規則第34条の23	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第6 介護給付費の算定及び取扱い（法第29条第3項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
1 基本事項	【共通】 (1) 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額となっているか。)	平18厚告523の一 平18厚告539 法第29条第3項	適・否・非該当	
	【共通】 (2) (1)の規定により、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平18厚告523の二	適・否・非該当	
2 共同生活援助サービス費	【介護サービス包括型】 (1) 共同生活援助サービス費については、障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障がい者に限る。）に対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の注1	適・否・非該当	
共同生活援助サービス費(I)	【介護サービス包括型】 (2) 共同生活援助サービス費(I)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定	平18厚告523 別表第15の1の注2	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
4：1以上 共同生活援助サービス費（Ⅱ） 5：1以上	共同生活援助を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 【介護サービス包括型】 （3）共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所（(2)に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の注3	適・否・非該当	
共同生活援助サービス費（Ⅲ） 6：1以上	【介護サービス包括型】 （4）共同生活援助サービス費（Ⅲ）については、(2)及び(3)に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の注4	適・否・非該当	
個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	【介護サービス包括型】 （5）令和6年3月31日までの間、指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、(2)から(4)までにかかわらず、共同生活援助サービス費の区分及び障がい支援区分に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の注5	適・否・非該当	
共同生活援助サービス費（Ⅳ） 体験利用	【介護サービス包括型】 （6）共同生活援助サービス費（Ⅳ）については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障がい支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の注6	適・否・非該当	
障がい福祉サービス相互の算定関係	【介護サービス包括型】 （7）利用者が共同生活援助以外の障がい福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（(5)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（(5)の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費を算定していないか。	平18厚告523 別表第15の1の注9	適・否・非該当	
3 日中サービス支援型共同生活援助サービス費	【日中サービス支援型】 （1）日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、障がい者（身体障がい者）にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の2の注1	適・否・非該当	
日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ） 3：1以上	【日中サービス支援型】 （2）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の2の注2	適・否・非該当	
日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	【日中サービス支援型】 （3）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（(2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助	平18厚告523 別表第15の1の2の注3	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
4：1以上	助事業所を除く。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。			
日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) 5：1以上	【日中サービス支援型】 (4)日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、(2)及び(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の2の注4	適・否・非該当	
日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	【日中サービス支援型】 (5)日中を共同生活住居(第5の(4)に規定する共同生活住居をいう。)以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の区分及び障がい支援区分に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、(7)に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。	平18厚告523 別表第15の1の2の注5	適・否・非該当	
個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)・日中を当該共同生活住居で過ごす者	【日中サービス支援型】 (6)令和6年3月31日までの間、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の区分及び障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の2の注6	適・否・非該当	
個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)・日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	【日中サービス支援型】 (7)令和6年3月31日までの間、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の区分及び障がい支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の2の注7	適・否・非該当	
日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) 体験利用	【日中サービス支援型】 (8)日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障がい支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の2の注8	適・否・非該当	
体験利用で日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	【日中サービス支援型】 (9)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障がい支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の2の注9	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
障がい福祉サービス相互の算定関係	【日中サービス支援型】 (10) 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障がい福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（(6)及び(7)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（(6)及び(7)の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定していないか。	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 12	適・否・非該当	
4 外部サービス利用型共同生活援助サービス費	【外部サービス利用型】 (1) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障がい者（身体障がい者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に 1 年以上入院している精神障がい者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 1	適・否・非該当	
外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) 4 : 1 以上	【外部サービス利用型】 (2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 2	適・否・非該当	
外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) 5 : 1 以上	【外部サービス利用型】 (3) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 5 で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 3	適・否・非該当	
外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) 6 : 1 以上	【外部サービス利用型】 (4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（(2)及び(3)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、基本サービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 4	適・否・非該当	
外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) 10 : 1 以上	【外部サービス利用型】 (5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)については、(2)から(4)までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(平成 25 年厚生労働省令第 124 号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第 4 条の規定の適	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 5	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。			
外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)体験利用	【外部サービス利用型】 (6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の2の2の注6	適・否・非該当	
障がい福祉サービス相互の算定関係	【外部サービス利用型】 (7) 利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障がい福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。	平18厚告523 別表第15の1の2の注9	適・否・非該当	
5 受託居宅介護サービス費	【外部サービス利用型】 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者(区分2以上に該当する利用者に限る。)に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の3の注	適・否・非該当	
6 サービス提供職員欠如減算	【共通】 第2の1により置くべき従業者の員数を満たしていない場合、70/100(3ヶ月以上継続している場合は50/100)を所定単位数(2~5)に乗じて得た数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の注7の(1) 別表第15の1の2の注10の(1) 別表第15の2の注7の(1) 平18厚告550の十、十の二、十一	適・否・非該当	
7 サービス管理責任者	【共通】 第2の1により置くべき従業者の員数を満たしていない場合、70/100(3ヶ月以上継続している場合は50/100)を所定単位数(2~5)に乗じて得た数を算定しているか。	平18厚告523 別表第15の1の注7の(1) 別表第15の1の2の注10の(1) 別表第15の2の注7の(1) 平18厚告550の十、十の二、十一	適・否・非該当	
8 個別支援計画未作成減算	【共通】 個別支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数(2~5)に乗じて得た数を算定しているか。 ①個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 70/100 ②個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 50/100	平18厚告523 別表第15の1の注7の(2) 別表第15の1の2の注10の(2) 別表第15の2の注7の(2)	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
9 大規模住宅等減算	<p>【共通】 共同生活住居の入居定員が、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数（2～5）に乗じて得た数を算定しているか。 ①共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95 ※外部サービス利用型の場合は100分の90 ②共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93 ※外部サービス利用型の場合は100分の87 ③一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合 100分の95</p> <p>※日中サービス支援型は、①の減算対象とはならない。 ※外部サービス利用型は、③の減算対象とはならない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 7 の (3) (4) (5) 別表第 15 の 1 の 2 の注 10 の (3) (4) 別表第 15 の 2 の注 7 の (3) (4)</p>	適・否・非該当	
10 身体拘束廃止等未実施減算	<p>【共通】 第 4 の 37 に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。ただし、第 4 の 37 の (3) に該当する場合であっても、令和 5 年 3 月 31 日までの間は減算しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の注 8 別表第 15 の 1 の 2 の注 11 別表第 15 の 2 の注 8</p>	適・否・非該当	
11 福祉専門職員配置等加算	<p>【共通】 （1）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、世話人又は生活支援員（世話人等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定共同生活援助事業所等）において、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助等）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 1</p>	適・否・非該当	
	<p>【共通】 （2）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 2</p>	適・否・非該当	
	<p>【共通】 （3）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（2）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 3</p>	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>① 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>			
12 視覚・聴覚言語障がい者支援体制加算	<p>【共通】</p> <p>視覚障がい者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 2 の 注	適・否・非該当	
13 看護職員配置加算	<p>【共通】</p> <p>指定障がい福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 3 の 注	適・否・非該当	
14 夜間支援等体制加算	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】</p> <p>（1）夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 注 1	適・否・非該当	
	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】</p> <p>（2）夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※（1）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 注 2	適・否・非該当	
	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】</p> <p>（3）夜間支援等体制加算（Ⅲ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※（1）の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（2）の（Ⅱ）の算定対象となる利用者については、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 注 3	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】 (4) 夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。(5)及び(6)において同じ。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において指定サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 注 4	適・否・非該当	
	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】 (5) 夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※(4)の夜間支援等体制加算(Ⅳ)の算定対象となる利用者については、加算しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 注 5	適・否・非該当	
	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】 (6) 夜間支援等体制加算(Ⅵ)については、(1)の夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※(4)の夜間支援等体制加算(Ⅳ)又は(5)の夜間支援等体制加算(Ⅴ)の算定対象となる利用者については、加算しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 注 6	適・否・非該当	
15 夜勤職員 加配加算	<p>【日中サービス支援型】 第 2 の 1 の (4) に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 2 の 注	適・否・非該当	
16 重度障がい者支援加算	<p>【介護サービス包括型、日中サービス支援型】 (1) 重度障がい者支援加算(Ⅰ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定事業所において、重度障がい者等包括支援対象者の支援の度合いにある者(個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者を除く。)に対して指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める施設基準…平 18 年厚告第 551 の十六のイの(1)</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 6 の 注 1 平 18 厚告 551 の十六のイの(1)	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>【介護サービス包括型、日中サービス支援型】</p> <p>(2) 重度障がい者支援加算(Ⅱ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定事業所において、区分4以上に該当し、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(13項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)である者(個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者を除く。)に対して指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準…平18年厚告第551の十六のイの(2)</p> <p>※イの重度障がい者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の6の注2 平18厚告551の十六のイの(2)</p>	<p>適・否・非該当</p>	
<p>17 医療的ケア対応支援加算</p>	<p>【共通】</p> <p>第2に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556の五の二</p> <p>※16の重度障がい者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の7の注 平18厚告556の五の二</p>	<p>適・否・非該当</p>	
<p>18 日中支援加算</p>	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】</p> <p>(1) 日中支援加算(Ⅰ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障がい者(65歳以上又は障がい支援区分4以上の障がい者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。</p> <p>【共通】</p> <p>(2) 日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(区分2以下に該当する利用者に限る。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の8の注1</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の8の注2</p>	<p>適・否・非該当</p> <p>適・否・非該当</p>	
<p>19 自立生活支援加算</p>	<p>【共通】</p> <p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる者に限る。)の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障がい福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回</p>	<p>平18厚告523 別表第15の2の注</p>	<p>適・否・非該当</p>	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算しない。</p>			
20 入院時支援特別加算	<p>【共通】 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第 2 の 1 の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（共同生活援助計画等）に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 3 の注	適・否・非該当	
21 長期入院等支援特別加算	<p>【共通】 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第 2 の 1 の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1 月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が 2 日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して 3 月に限る。）について、1 日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、20 の入院時支援特別加算が算定される月に算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 3 の 2 の注	適・否・非該当	
22 帰宅時支援加算	<p>【共通】 利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1 月に 1 回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 4 の注	適・否・非該当	
23 長期帰宅時支援加算	<p>【共通】 利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1 月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が 2 日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して 3 月に限る。）ただし、22 の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 5 の注	適・否・非該当	
24 地域生活移行個別支援特別加算	<p>【共通】 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロ、十七のロ又は十八のイに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 6 の注 平 18 厚告 551 の十六のロ、十七のロ、十八のイ	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定共同生活援助事業者等）が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障がい福祉サービスを行う事業所及び指定障がい者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告556の九		
25 精神障がい者地域移行特別加算	<p>【共通】 運営規程に定める主たる対象とする障がい者の種類に精神障がい者を含み、かつ、第2の1の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障がい者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、24の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚告523 別表第15の6の2の注	適・否・非該当	
26 強度行動障がい者地域移行特別加算	<p>【介護サービス包括型、日中サービス支援型】 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ又は十七のハに定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障がい者支援施設等又は指定障がい児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、16の重度障がい者支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚告523 別表第15の6の3の注 平18厚告551の十六のハ準用（四の二） 平18厚告551の十七のハ準用（四の二） 平18厚告543の四十準用（四）	適・否・非該当	
27 強度行動障がい者体験利用加算	<p>【介護サービス包括型、日中サービス支援型】 （1）次の①及び②のいずれにも該当しているものとして届け出た指定事業所において、一時的に体験的な指定サービスの利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、個別支援計画に基づき、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ①サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置していること ②生活支援員のうち、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）修了者の割合が20/100以</p>	平18厚告523 別表第15の6の4の注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>上であること ※別に厚生労働大臣が定める基準…平 18 厚告第 543 号第 40 号参照 ※16 の重度障がい者支援加算を算定している場合は、加算しない。</p>			
28 医療連携体制加算	<p>【共通】 (1) 医療連携体制加算 (I) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ※13 の看護職員配置加算又は 17 の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 1	適・否・非該当	
	<p>【共通】 (2) 医療連携体制加算 (II) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間以上 2 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 名を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ※13 の看護職員配置加算又は 17 の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 2	適・否・非該当	
	<p>【共通】 (3) 医療連携体制加算 (III) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 2 時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 名を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ※13 の看護職員配置加算又は 17 の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 3	適・否・非該当	
	<p>【共通】 (4) 医療連携体制加算 (IV) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 名を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める者…平 18 厚告第 556 号五の七参照 ※13 の看護職員配置加算若しくは 17 の医療的ケア対応支援加算又は 医療連携体制加算 (I) ~ (III) のいずれかを算定している利用者について、算定しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 4	適・否・非該当	
	<p>【共通】 (5) 医療連携体制加算 (V) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 15 の 7 の注 5	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	<p>※13の看護職員配置加算又は17の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>【共通】 (6) 医療連携体制加算(Ⅵ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※17の医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>【共通】 (7) 医療連携体制加算(Ⅶ)については、次の①から③に適合しているものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①指定事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により看護師を1名以上確保していること。 ②看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ※13の看護職員配置加算又は17の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>	 平18厚告523 別表第15の7の注6 平18厚告523 別表第15の7の注5 平18厚告551の十六の二、 十七の二準用(十六の二)、 十八の口準用(十六の二)	 適・否・非該当 適・否・非該当	
29 通勤者生活支援加算	<p>【介護サービス包括型、外部サービス利用型】 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第15の8の注	適・否・非該当	
30 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>【共通】 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543の四十一</p>	平18厚告523 別表第15の9の注 平18厚告543の四十一	適・否・非該当	
31 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>【共通】 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543の四十二</p>	平18厚告523 別表第15の10の注 平18厚告543の四十二	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
32 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>【共通】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、1から29までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号四十二の二</p>	<p>平18厚告523 別表第15の11の注 平18厚告543の四十二の二</p>	<p>適・否・非該当</p>	